

指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 飯豊町が開設する飯豊町訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行なう指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従事者（以下「看護師等」という。）が、病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護または指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の必要を認めた老人等に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、老人等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

(事業所の名称)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 飯豊町訪問看護ステーション
- (2) 所在地 飯豊町大字椿3654番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1名
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行なわれるように総括する。
- (2) 看護職員：保健師、看護師 2名（1名非常勤）
訪問看護計画及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、飯豊町職員の勤務時間、休暇等に関する条例に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間午前8時30分から午後5時15分までとする。なお、電話等により、24時間常時対応が可能な体制とする。

(訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 訪問看護の利用希望者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護の指

示書に基づいて、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。

- (2) 利用希望者または家族からステーションに直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるように指導する。
- (3) 利用希望者に主治医がいない場合は、ステーションから長井市西置賜郡医師会または飯豊町ケア会議に主治医の選定を依頼する。

(訪問看護の内容)

第7条 訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・入浴介助・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥創の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) カテーテル等の管理
- (9) 療養生活や介護方法の指導
- (10) その他医師の指示による医療処置

(緊急時における対応方法)

第8条 看護師等は、訪問看護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行なうこととする。また、主治医に連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

- 2 看護師は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料)

第9条 訪問看護をした場合の利用料は、厚生労働大臣が定める、介護保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、並びに、健康保険法の法定料金に基づき徴収するものとする。また、訪問超過費、交通費、衛生材料代及び処置料については、飯豊町訪問看護ステーションの設置及び運営に関する条例に規定する料金を徴収するものとする。

- 2 訪問看護を開始するに当たり、あらかじめ利用者や家族に対し、その趣旨の理解を得ることとする。

(通常の訪問看護の実施地域)

第10条 通常の訪問看護の実施地域は飯豊町とする。但し要請があれば近隣地域への訪問も検討する。

(虐待防止に関する事項)

第11条 ステーションは、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための指針を整備する。

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について看護職員に周知徹底を図る。

(3) 看護職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

2 ステーションは、サービス提供中に、当該ステーション看護職員または、養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため研究・研修の機会を設け、また業務体制を整備する。

2 職員は、業務上知りえた秘密を保持する。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する事項は、飯豊町とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年3月28日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する（通常の訪問看護の実施地域を訂正、追加）。

この規程は、令和6年4月1日から施行する（虐待防止に関する事項を追加）。